



(1)～(4) (略)

(助成の制限)

第5条 (略)

2 (略)

3 前2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる保険給付については、八幡浜市ひとり親家庭医療費助成条例(平成17年条例第123号)第3条本文又は八幡浜市重度心身障害者医療費助成条例(平成17年条例第128号)第3条第1項本文若しくは第2項に規定する医療に関する助成の対象者であるときは、助成しないものとする。

(1) (略)

(2) 子どものうち、6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者の保険給付

(1)～(4) (略)

(助成の制限)

第5条 (略)

2 (略)

3 前2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる保険給付については、八幡浜市ひとり親家庭医療費助成条例(平成17年条例第123号)第3条本文又は八幡浜市重度心身障害者医療費助成条例(平成17年条例第128号)第3条第1項本文若しくは第2項に規定する医療に関する助成の対象者であるときは、助成しないものとする。

(1) (略)

(2) 子どものうち、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者の保険給付

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市子ども医療費助成条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に生じる医療費に係る助成について適用し、同日前に生じる医療費に係る助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

## 提案理由

子ども医療費助成の対象年齢を引き上げることにより、子育て世帯への支援の拡充を図るため。